

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法			法令番号	昭和28年法律第14号											
手続名	麻薬小売業者間譲渡許可			根拠条項	第24条第12項											
審査基準	<p>麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合の許可は、次の基準等に適合する場合に行う。</p> <p>1 麻薬小売業者間の譲渡許可申請ができる場合</p> <p>2 以上の麻薬小売業者は、次の①及び②に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可を申請することができる。</p> <p>① いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること。</p> <p>ア 共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方箋により調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき</p> <p>イ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって</p> <p>a その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき</p> <p>又は</p> <p>b その一部を法第24条第11項の規定に基づき譲り渡した場合(麻薬処方箋に基づく譲渡)若しくは法第24条第12項の規定に基づき許可を受けて譲り渡した場合において、その残余であって、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき</p> <p>② いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること</p> <p>なお、同一の都道府県の区域内にある場合であっても、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切な麻薬の提供に資するものでないことが明らかな場合、申請者となることが不適切な場合があることに留意のこと</p> <p>「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについての判断基準</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>エリア</th> <th>業務所数</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一市町内</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>市町村をまたぐ場合</td> <td>20業者以内</td> <td>概ね1時間程度</td> </tr> </tbody> </table>		エリア	業務所数	距離	同一市町内	制限なし	制限なし	市町村をまたぐ場合	20業者以内	概ね1時間程度					
エリア	業務所数	距離														
同一市町内	制限なし	制限なし														
市町村をまたぐ場合	20業者以内	概ね1時間程度														
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	標準処理期間	14日	目次 No.	27-1							
						標準経由期間	日									